参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年7月11日 支出負担行為担当官 気象研究所長 榊原 茂記

## 1 当該招請の主旨

本業務については、気象研究所が運用している水中グライダーによる海洋観測を適切に遂行できるように、現在故障中の水中グライダーの故障原因調査・修理を実施するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法 人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式に よる公告を行う予定である。

## 2 業務概要

- (1)業務名 水中グライダーの故障原因調査・修理
- (2)業務内容 気象研究所が運用する水中グライダーの故障原因調査と修理を実施する。
- (3) 履行期限 令和8年3月27日(金)

### 3 業務目的

現在故障中の水中グライダーについて、各部の調査と修理を行い、これによる海洋観測を適切に遂行できる状態に回復することを目的とする。

### 4 応募要件

# (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない ものであること。
- ② 令和7・8・9年度国土交通省(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土 交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

# (2) 技術力に関する要件

故障原因調査・修理、あるいは輸送中に発生した事由により水中グライダーを故障させた 場合に、水中グライダーを早期かつ適切に修理して原状回復させ、電池交換、圧力筐体内の 水密保持、浮力調整、動作確認といった諸作業を行うに十分な技術力を有すること。 (3) 守秘性に関する要件

本業務の実施によって知り得た研究上の情報は、監督職員の許可を受けた場合を除き、利用又は漏洩してはならない。

- (4)業務執行体制に関する要件
  - ① 水中グライダーを安全かつ適切に取り扱い、米国テレダイン・ウェブ・リサーチ社と連携して適切に故障原因調査・修理を実施する業務執行体制が整っていること。また、その調査・修理の内容について説明・報告し、不具合が見つかった場合にはその対処方法について適切に助言できる業務執行体制が整っていること。
  - ② 故障原因調査・修理、あるいは輸送中に発生した事由により水中グライダーを故障させた場合に、水中グライダーを早期かつ適切に修理して原状回復させ、調整できる業務執行体制が整っていること。

### 5 手続等

- (1)担当部局及び問い合わせ先
  - ① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所総務部会計課用度係 綿井 正典

電話 029-853-8566 E-mail 5c810f30.met.kishou.go.jp@jp.teams.ms

② 技術力等に関する要件について

₹305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所気候・環境研究部第四研究室 遠山 勝也

電話 029-853-8683

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

令和7年7月11日から令和7年7月31日まで (1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び提出方法

令和7年8月1日 16:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、原則として電子メールにより提出すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

(4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに、 一般競争入札に移行するものとする。

- (5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明
  - ① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないとの審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。)以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

# (6) その他

- ① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。
- ④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、 虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

#### 6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための窓口照会 5 (1) に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 4 (1) ②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格を有していない場合も 5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。